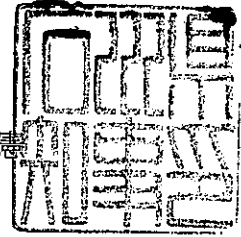


少 対 第 1 9 1 5 号
平成 2 9 年 9 月 5 日

小松市長 様

石川県知事 谷 本 正 憲



平成 2 9 年度地域少子化対策重点推進交付金の交付決定について

平成 2 9 年 9 月 5 日付けこども第 1 1 0 号で申請のあった標記補助金については、石川県補助金交付規則（昭和 3 4 年石川県規則第 2 9 号）の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 2 9 年 4 月 2 6 日付け府子本第 2 8 3 号内閣総理大臣通知の別紙「平成 2 9 年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第 4 条に定める事業であり、その内容は平成 2 9 年 9 月 5 日付けこども第 1 1 0 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金 9 0 0 , 0 0 0 円
交 付 金 の 額	金 4 5 0 , 0 0 0 円
- 3 交付金の額の確定は、交付要綱の第 3 条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第 1 2 条に定めるところにより行うこととし、交付要綱の別紙様式第 7 を関係書類とともに、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに知事に提出しなければならない。
- 5 事業の執行にあたっては、交付要綱の第 7 条から第 2 0 条まで（第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条を除く。）の規定を準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「市町の長」と、「大臣」とあるのは「県知事」と読み替えるものとする。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定による申請を、内閣総理大臣に対して取下げをすることができる期限は、平成 2 9 年 9 月 2 0 日とする。